

国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（案）概要

背景等

西アフリカにおける感染拡大

流行3か国の保健医療体制
【人口1,000人当たりの医師数】

ギニア	0.1 (2005年)
シエラレオネ	0.022 (2010年)
リベリア	0.014 (2008年)
参考	
ナイジェリア	0.408 (2009年)
日本	2.297 (2010年)

2015年9月2日時点
感染者数:28,109名
死者数: 11,305名

エボラ出血熱
の発生

- ① 封じ込め対策の遅れ・ガバナンスの欠如
- ② 脆弱な保健システム

拡大 拡大

エボラ出血熱
のまん延

エボラ出血熱
のまん延

米国・欧州
への波及

(入国者及び現地地で活動した医療者の帰国)

日本への波及はなし
(疑い事例9例)

- ③ 国内対策の継続強化の必要性を再認識
- ④ 国内の検査・研究体制は不十分であることを再認識

保健医療体制の
さらなる悪化

収束の方向

国際社会の動向

国際社会の現地対応の遅れ
現地対策を行う国、国際機関、
NGO間の連携が不十分

国連エボラ緊急対応ミッション
(UNMEER)の設置・派遣等国際
社会が集中的な現地対策を強化

⑤ 日本の協力は、資金面に比し、
人材面は十分ではなかった

エルマウサミット首脳宣言
保健システムの強化に焦点を当
てて保健分野に引き続き関与。
将来起こり得る感染症対策のた
めに協調し、関連のメカニズム
を設立・強化

教訓

- 1 発生早期の段階からの流行国における感染封じ込めとガバナンスの重要性
- 2 流行国の脆弱な保健システムの強化を促す国際協力の必要性
- 3 国内における感染症防止対策の継続的強化の必要性
- 4 国内における検査・研究体制の整備の必要性
- 5 国際協力も含めた感染症対策を担う人材育成の強化の必要性

国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針（案）概要

基本的な方向性及び重点的に強化すべき事項

国際的な対応と国内対策の一体的推進

発生国等に対する我が国の積極的な対応の強化

☆ 国際協力及び海外情報収集等の強化

- 感染発生国等での緊急対応のための国際機関等への協力強化（WHOの緊急対応基金・世銀の機動的資金提供メカニズムについての整合性の取れた支援の検討等）
- 感染症対策のための国際機関等との協力強化（グローバルファンド・Gaviワクチンアライアンスの支援等）
- 開発途上国の保健システムの強化による感染症対策の強化（アジア、アフリカにおけるODAを活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進等）
- 感染発生国等への迅速な人的支援のための整備の検討（国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣の仕組みの検討）
- 我が国の感染症リスク評価強化のための海外情報収集・分析能力の強化方策の検討
- グローバルヘルス・ガバナンスの新たな枠組み構築への貢献・関連する議論の主導

一体的推進

危機管理体制の強化

☆ 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備

- 国立感染症研究所の検査体制の整備
- 国内の大学等の研究機関における基礎研究能力及び人材育成向上のための体制整備による感染症研究機能の強化
- 我が国におけるBSL4施設の在り方の検討
- 感染症関係の研究開発の推進

☆ 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化

- 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進
- 検疫所等の関係機関の対処能力の向上、感染症指定医療機関の整備
- 在外邦人に対する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底、安全確保のための対策の強化

☆ 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の整備

- 感染症危機管理専門家養成プログラム、国際緊急援助隊・人材登録システム、自衛隊における感染症対応能力の向上
- 国際的に脅威となる感染症対策の国内人材の質的・量的充実方策の検討

今後の推進方策

- 基本方針に基づき、有識者等の専門的見地からの助言を得て、基本計画を策定。
- 「平和と健康のための基本方針」と連携する。